

令和3年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

| | | | | |
|-----------|----------------|--------|-----|------------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年 5月26日 (水) | | | |
| 開 催 場 所 | 今帰仁村役場2階 第1会議室 | | | |
| 開 催 日 時 | 令和3年 | 5月26日 | 午後 | 1時 35分 開 会 |
| | 令和3年 | 5月26日 | 午後 | 3時 45分 閉 会 |
| 出 席 委 員 | 1 番 | 米須 清和 | 5 番 | 大城 司 |
| | 2 番 | 平安山 良也 | 6 番 | 宮嶋 扶喜子 |
| | 3 番 | 與那嶺 清 | 7 番 | 内間 正樹 |
| | 4 番 | 大竹 恭弘 | | |
| | | | | |
| 欠席委員番号 | 8 番 | 仲宗根 和盛 | | |
| 議事録署名委員 | 2 番 | 平安山 良也 | 3 番 | 與那嶺 清 |

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

| | |
|---------------|--|
| 議 長 (開 会) | <p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>8番 仲宗根 和盛 (なかそね かずもり) 委員から欠席の届出がありました。委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p> |
| 議 長 (日程第1) | <p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います。異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|---------------|---|
| 議 長 | 異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。 |
| 議 長 （日程第2） | 日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。 |
| 議 長 （日程第3） | 日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事 務 局 | （諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和3年度面接・総会予定表について |
| 議 長 （日程第4） | それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第12号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第8号から第12号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが9件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。 |

| | | |
|-------|----------|---|
| | 休憩 再開 | 午後 1時 41分 午後 2時 20分 |
| 議 長 | | <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | | <p>それでは私のほうから議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | | ただ今、説明がありました議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。 |
| 委 員 | | 聞き間違えてしまうので譲渡人、譲受人の言い方を「ゆずりわたしにん」、「ゆずりうけにん」にしてほしいです。 |
| 事 務 局 | | わかりました。 |
| 議 長 | | よろしいでしょうか。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | | <p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。本申請は親元就農で農家資格取得後、新規就農一貫支援事業と農業次世代人材投資資金を受ける予定です。事業要件である親が栽培している「すいか」と「ゴーヤー」とは別の新規作目の導入として、「いちご」を栽培予定です。地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号2番から12番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号2番から12番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | (質疑なし) |
| 議 | 長 | 議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 議案第9号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 | 務 | 局 |
| | | それでは、私のほうから議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」について内容を説明) 以上です。 |
| 議 | 長 | ただ今、事務局から説明がありました議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。 |
| 委 | 員 | 議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。 |
| 議 | 長 | ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。 |
| | | (質疑なし) |
| 議 | 長 | 議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。 |
| | | (異議なしの声あり) |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>議案第10号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、私のほうから議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、前回総会において保留した案件であり、令和3年5月17日に再度申請者と面接を行いました。面積は500㎡を超えていますが、今後実家の父母を招き2世帯住宅として活用していく計画であり、敷地に対する建築面積の割合の建ぺい率は23%であることから、申請内容について特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>本申請は先月も検討した案件で、500㎡を超えているものを安易に変更するのは等しくないということで申請者にも説明し、今回また議案としてあがってきています。農業委員会の取り扱いとしてこういった申請に対してどう対応するか、ちゃんと決めておいた方がいいと思うんですけど。一応今回の申請は先ほど地元委員が言った通り、建ぺい率が22.8%で2世帯住宅という計画ですが、建物の形態は2世帯住宅の形態をもってないです。申請人としてはゆくゆく両親を招いて2世帯で</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>生活していくための広さを取りたいとのこと。介護のための駐車場を別に設け、乗入しやすい形にしたいので面積を広くとっているという特別な事情があるので制限を緩和するかどうか皆さんに判断してもらいたい。土地の形は四角形で高低差はあまりない。なので理由とすると、さっき説明した面積を両親と一緒に住むため広く取りたいということをもって、これから認めていくか。今回はこれを認めると何でもありになるという意見もあったので、慎重に判断するか。住宅地に近い集落にある土地に関しては特例的に認めるとか、500㎡の基準を今まで通り厳しくするのか、みんなの意見を踏まえて基準をある程度決めた方がいい。法的には正当な理由があれば認めることができると思う。この程度の理由であれば認める必要もないと蹴ることもできるけど、集落に近い土地でもあり、農地法・農振法を妨げない場所は多少ゆるくするというのはいかがでしょうか。</p> <p>前回保留にしたとき建ぺい率を23%以上にしてほしいという要望を出した。満たしていないが、22.84%とおおむね変更している。基本今まで通り厳しくいくが、やむを得ない場合はゆるくしていいか。</p> <p>事務局は第2種農地として取り扱っているけど、第3種農地、原則許可に近い農地だけは要件をゆるめてはどうか。事務局の方で例えば今帰仁村の中で住宅地等第3種農地を設定したり、うちうちで要件をゆるめる区域を設定してみてはどうか。こちらも判断しやすい。</p> |
| 議 長 | <p>大竹委員の言う通り、面積500㎡以内の基準は設定しつつ、申請内容や申請地の状況をみて要件をゆるめる判断をするということで、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | <p>異議なしとのことですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。本申請は上運天区の豊年祭等行事に利用する駐車場や踊り場のある多目的広場の計画となっており、申請内容及び現地確認をしたところ、特に問題はなく地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>本申請は字の地縁団体の申請ですが、認められますか。一応県の方に確認お願いしたんですが、回答待ちだということで。登記する際は市町村が出している許可書で地縁団体として登記できるんですか。</p> |
| 委員 | <p>許可を受けている地縁団体であれば字名義で登記できます。</p> |
| 委員 | <p>これ本来は財産区としての登記になるのでは？</p> |
| 委員 | <p>何名義で登記するかはわからないが、財産区でも市町村名でも登記できます。</p> |
| 委員 | <p>公民館という登記はみたことないので、地縁団体として登記するのか。県の確認もまだ終わってないので、申請人を地縁団体として許可出しているのか。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>では、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、沖縄県の回答確認次第承認するという条件付きで可決したいと思いますが、異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については条件付きで可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>これ目的は駐車場と申請されていますが、一部を近くでホテル営業している会社に貸す駐車場ということなので、貸し駐車場になるのではないかと。譲受人ではない別の会社が借りて駐車場として使うので。内容としては、一般住宅として農振除外したが資金不足ですぐには建てられないので、駐車場・キッチンカーとして土地利用し、資金調達できたら家を建てるという理由でしたが、自分で使用するのではなく誰かに貸すということなら、申請目的を貸し駐車場にした方がいいのでは。</p> |
| 事務局 | <p>4番につきましては、申請人と県に確認し必要であれば貸し駐車場に修正したいと思います。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和3年5月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和3年5月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>本人が納得した上で転用申請をあげているのでいいと思うが、原則としては農地として使っていないので、転用しないといけない案件ではあるが、建築物があるのではなく農業用施設として使っており、周りの畑に影響がないので、今帰仁村の取り扱いとしては転用しなくてもいいのではないか。申請出てきたものや報告あったものは仕方ないと思うが、そこまで厳しくしなくていいと思う。一応共通認識として、農地を一部無人販売等簡易なもので農業目的であれば、許すという流れで…。</p> |
| 委員 | <p>私も農業用施設としての利用なら厳しく転用させなくても問題ないと思います。今回は申請出ているので仕方ないですが。</p> |
| 事務局 | <p>わかりました。今帰仁村としては内容を見て転用の必要があるかどうか判断していきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>事務局の方だけで転用するかどうか判断しても大丈夫ですか。</p> |
| 委員 | <p>コンクリートを使用しないと確認したうえで農地の一部を簡易的なもので、問題がなさそうであれば、取り扱い的には厳しくしなくていいと思う。地元農業委員と相談しながらで。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことでありますので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは私のほうから、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、令和3年5月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p> |
| | (質疑なし) |
| 議長 | <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |
| 議長 | <p>異議なしとのことですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については原案通り可決決定いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>続きまして、議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。</p> <p>本議案には1番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議・採決を行います。</p> <p>米須 清和委員は退席をお願いします。</p> <p>（米須 清和委員退席）</p> <p>米須 清和委員が退席されましたので、議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>（議案書読み上げ）</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは資料確認のため、休憩します。</p> |
| | <p>休憩 午後 3時 33分</p> <p>（資料確認及び議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明）</p> <p>再開 午後 3時 37分</p> |
| 議長 | <p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>議案書の現況地目が畑になっていますが、この後5条手続きするんですか。</p> |
| 事務局 | <p>すみません。現況地目の確認をしたいので休憩をお願いします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 暫時休憩します。 |
| | 休憩 午後 3時 31分 (議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」内容を確認) 再開 午後 3時 43分 |
| 議 長 | 再開します。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 議案第12号については、現況の方確認したところ原野とのことだったので、議案書の現況地目を畑から原野へ修正お願いします。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第12号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、米須 清和委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (米須 清和委員着席) |
| | |
| | |
| | |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年6月25日（金）を予定しています。 これにて令和3年度第2回総会を閉会します。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 閉会時刻 午後 3時 45分 |
| | |
| | 会長 内間 正樹 印 |
| | |
| | 議事録署名委員 |
| | 印 |
| | |
| | 印 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |